

「和歌山県総合計画」本編冊子・プロモーション動画制作 業務委託 仕様書

1. 委託業務の名称

「和歌山県総合計画」本編冊子・プロモーション動画制作業務

2. 業務の目的

本委託業務は、「和歌山県総合計画」の内容を、あらゆる世代のすべての県民に対して、効果的に発信し、県政運営の基本的な指針の共有を図るため、当該計画の本編冊子及びプロモーション動画について、委託者が作成した内容（計画内文章、写真、図表等）を基に、図表等の加工やイラストを制作するとともに、デザイン、レイアウト等を工夫し、より分かりやすく、質の高い広報媒体として制作することを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4. 委託上限額

6,500千円（税込）

5. 業務の内容

本委託で実施する業務は、以下の（1）～（4）とする。

(1) デザインコンセプトの制作

各種制作物において一貫性のあるデザインを採用するため、受託者は「2. 業務の目的」の趣旨の沿った、デザインコンセプトの企画・提案を行う。

受託者は、契約締結後1か月以内を目途に委託者に対しデザイン案（オリジナルのもの）を2種類以上提示し、双方協議の上、デザインコンセプトを決定する。

(2) 本編冊子の作成

受託者は、（1）デザインコンセプトを基に、文字・イラスト・写真等により、計画の内容を把握、理解できる本編冊子を制作する。

ページ割りや掲載内容について、受託者は、委託者の意向を踏まえて、デザイン構成等の企画提案を作成し、双方協議の上、制作の方向性を決定する。

なお、企画提案に当たっては、和歌山県が抱える課題の認識を共有しつつ、県民みなで協力し課題を乗り越え、和歌山の特性を生かして、未来を担う若者が希望や期待感を抱けるようなものとし、イラスト等を有効に活用するなど、従来の行政計画の事例に捉われない工夫を行うこと。

① 印刷物の規格

(ア) 版型：A4判・縦型

(イ) ページ数：200ページ程度

(ウ) 綴じ方：無線綴じ・長辺左綴じ

(エ) 部数：2,000部

(オ) 校正：イラスト校正、文字校・色校ともに制限なし

② 印刷物の内容

- (ア) 委託者が提供する「和歌山県総合計画」の内容に、知事あいさつ、参考資料、奥付等を付加するとともに、イラスト、写真、グラフ・表、図等を挿入する。
- (イ) ユニバーサルデザインに配慮したものとすること（配色・フォント等）。
- (ウ) 冊子右下にSPコードの場所を認識するための切りかきを設けること。

③ イラスト、写真、グラフ・表、図、SDGsアイコン等

(ア) イラスト

受託者は、(1) デザインコンセプトを基に、冊子を親しみやすく、わかりやすいものとするためのイラストを作成し、挿入すること。作成・挿入するイラストについては、統一感を持たせること。委託者による細部の修正指示等があれば、受託者はこれに従うものとする。

(イ) 写真

写真については、双方協議のうえ、委託者から提供、もしくは受託者が準備するものとする。受託者が準備する場合は、必要に応じて、現地での撮影等を行うこととする。

(ウ) グラフ・表、図

委託者が提供する下書き、データ等に基づいて、デザイン化したグラフ・表、図を作成し、冊子に挿入すること。

(エ) SDGsアイコン

SDGsアイコンを冊子の所定の箇所に挿入すること。

(3) プロモーション動画の制作

受託者は、委託者が示す、下記の「①コンセプト・重視する点」に留意し、計画の概要を紹介する「和歌山県総合計画プロモーション動画」を制作する。

動画制作に当たって、受託者は以下の内容等に留意し、動画構成等の企画・提案、映像の加工・編集、音楽・字幕・テロップなどの編集を行う。なお、動画構成等の詳細は、委託者の企画・提案に基づき、双方協議の上、決定する。

① コンセプト・重視する点

- ・ 2040年頃に、社会の中心で活躍している20～30代の若者に関心を持ってもらえるものとする
- ・ 和歌山県を取り巻く環境が今後大きく変化することで生じる、県の課題認識について、視聴者にインパクトを与え、深く意識づけるものとする
- ・ 諸課題があるものの、政策の6つの柱を通して、県民みなで力を合わせて、課題を乗り越えることで、若者が未来への希望や期待感を抱ける、2040年の将来像が実現されている印象となるものとする
- ・ 和歌山県の特徴が表現され、視聴者の興味を引く工夫が凝らされ、ストーリー性のある魅力的なPR内容とする

※詳細については、「和歌山県新総合計画【検討状況の中間報告】」を確認。

【和歌山県企画課ホームページ】

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020100/d00217904_d/fi/l/interim_Report.pdf

② 内容・再生時間

- (ア) 本編（10分程度）講演等での使用、県HP、YouTube等への掲載を想定
- (イ) ダイジェスト版（1分程度）SNSやデジタルサイネージ等でのPRを想定

③ 規格

- (ア) 画面縦横比：16：9
- (イ) 解像度：フルハイビジョン以上
- (ウ) 対応言語：日本語
- (エ) データ形式：
一般的なWindows PCやWEB配信が可能なファイル形式（mp4等）とし、
具体的なファイル形式等は県と協議して最終決定する。

(4) 説明用スライドの作成

（1）デザインコンセプト及び（2）本編冊子で制作したデザイン・イラスト等を基にスライドテンプレート及び和歌山県総合計画の内容をまとめた説明用スライド（pptx形式）を作成する。なお、スライド枚数に指定はないが、講演会等において1時間程度で説明できるものとする。

6. 企画提案書への記載事項について

企画提案書には、以下の事項を記載すること。

- (ア) 業務実施体制・スケジュール等
- (イ) デザインコンセプトの内容がわかるサンプル等
- (ウ) 冊子のページサンプル（イラストのイメージ等がわかるもの）
- (エ) プロモーション動画のイメージ（構成等がわかるもの）
- (オ) その他追加提案

仕様書に定める内容以外に、予算の範囲内で独自に提案できる事項や、県民への発信手法など業務の成果を高めるための工夫等があれば、その内容を記載すること。

7. 納品について

- (1) 納品先：和歌山県企画部企画政策局企画課
- (2) 履行期限：令和8年3月31日（火）
- (3) 成果品
 - (ア) 本編冊子：2,000部
 - (イ) 冊子PDFデータ（ホームページ掲載用）及び再編集可能な電子データ
 - (ウ) 動画のブルーレイDVDディスク(デッキ再生用)2部及びパソコンでの再生用データ（mp4等）※動画制作の過程で撮影した写真・動画を含む
 - (エ) 説明用スライドデータ（pptx形式）

8. 業務実施上の留意点

- (1) イラスト等の作成や、受託者が用意する写真に要する経費は委託料に含めるものとする。
- (2) 受託者が提案した企画提案をもとに、実施する業務の詳細について委託者と協議の上、業務計画書を作成すること。

- (3) 本仕様書は、業務内容について示すものであるが、仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項は全て実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行にあたること。
- (4) 受託者は、業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。特に動画の制作にあたっては、YouTubeのコミュニティガイドラインを遵守すること。
- (6) BGM等の音楽や画像等の素材の使用に関しては、この契約期間の終了後も、著作権等の問題が発生しないようにすること。万が一、納品される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (7) 作成した成果物の二次利用にあたって必要な権利関係の調整は、受託者の負担において行うこと。
- (8) 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に委託者と密接な連絡を取りながら、その指示に従うこと。

9. 再委託

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して又はこの仕様書に定める主たる部分を第三者に再委託することはできない。
- (2) 本業務における「主たる部分」とは、以下をいう。
 - (ア) デザインコンセプトの制作
 - (イ) 本編冊子の制作のうち、デザイン構成等の企画提案
 - (ウ) プロモーション動画の制作のうち、動画構成、演出等の企画提案
 - (エ) 説明用スライドの作成
- (3) 情報の収集、収集資料の整理、原稿のワープロ打ち、印刷、製本、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など当該業務の付随的・補助的業務に当たらない軽易な業務の再委託に当たっては、委託者の承認を必要としない。
- (4) 上記（２）、（３）の業務以外の再委託に当たっては、書面により委託者の承認を得なければならない。
- (5) 受託者は、再委託先に対して本契約における受託者と同様の義務を順守させ、その行為について一切の責任を負う。

10. 検査及び引き渡し

- (1) 委託者は、受託者からこの委託業務により制作された成果品の提出があったときは、速やかに検査し、合格と認めたものに限り引渡しを受けるものとする。
- (2) 受託者は、検査の結果不合格のものがあったときは、委託者の指定する日まで完全なものを提出しなければならない。

11. その他

- (1) 業務完了後といえども、受託者の過失等に起因する不良箇所及び誤りが発見された場合は、直ちに訂正補正等の処理をするものとする。

(2) 業務の実施に当たり必要となる一切の手続き及び費用負担は、原則として受託者が行うこと。ただし、委託者の関係者や公共施設に関する調整の場合は、双方協議の上、調整方法を決定するものとする。